

指名停止措置を行いました

～「不正又は不誠実な行為」～

北海道開発局は、榎本商事株式会社に対し、落札決定後に契約締結を辞退したことから指名停止3か月の措置を行いました。

（「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第2第15号に該当）

榎本商事株式会社は、令和元年10月10日に開札した、北海道開発局発注の「防寒服（上衣）294着外1点購入」の落札者となりましたが、入札金額に誤りがあったことを理由に、令和元年10月10日に契約を辞退したことから、北海道開発局として榎本商事株式会社に対し、指名停止措置を行うものです。

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
榎本商事株式会社	札幌市中央区南三条東四丁目1番地2

2. 指名停止措置期間：令和元年10月18日～令和2年1月17日（3ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4. 参考

○指名停止措置要領別表第2第15号

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

開発監理部 会計課 会計指導官 武田 雅義（内線5703）

開発監理部 会計課 開発事務専門官 護所野 潤郎（内線5833）



北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>